

平成29年3月31日

法人・個人事業主様向けビジネスカードローン 京都中信「クイックサポート」の取扱いを開始いたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、法人・個人事業主様向けビジネスカードローン 京都中信「クイックサポート」の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本商品は、専用ローンカードによりATMなどで必要なときに繰り返しご利用いただくことで、事業を営むみなさまの資金ニーズにスピーディーにお応えします。

記

1. 取扱開始日

平成29年4月3日（月）

2. 商品概要

商 品 名	京都中信クイックサポート（ビジネスカードローン）
貸 付 形 式	当座貸越（ビジネスカードローン）方式
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 【法人・個人事業主共通】 <ul style="list-style-type: none">当金庫の定める融資基準を満たしている方。当金庫の会員資格のある方。ライフカード株式会社の保証を得られる方。 【法人】 <ul style="list-style-type: none">原則、業歴2年以上の法人（決算を2期終了している場合は業歴2年未満でもお申込いただけます。）代表者（連帯保証人）の年齢が満20歳以上満69歳以下の方 【個人事業主】 <ul style="list-style-type: none">借入申込時の年齢が満20歳以上69歳以下の方。
お 使 い み ち	事業資金
ご 融 資 金 額 （貸越極度額）	500万円以内（10万円以上10万円単位）
ご 融 資 期 間	【法人】3年 【個人事業主】1年（原則、自動更新となります）
ご 融 資 利 率	審査結果に応じて、次のいずれかの利率を適用させていただきます。 固定金利：年9.8%、年14.6% ※上記利率には、保証会社へ支払う保証料が含まれています。

3. その他

- お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 店頭の説明書をご用意しております。
- 商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。

○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729

【平日（当金庫休業日を除く）9：00～17：00】

○FAX 0120-201-580

※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

京都中信「クイックサポート」(ビジネスカードローン)

(平成29年4月1日現在)

1. 商品名	京都中信 「クイックサポート」 (ビジネスカードローン)														
2. ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす法人及び個人事業主の方。 【法人・個人事業主共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ・当金庫の会員資格のある方。 ・ライフカード株式会社の保証を得られる方。 【法人】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、業歴2年以上の法人(決算を2期終了している場合は業歴2年未満でもお申し込いただけます。) ・代表者(連帯保証人)の年齢が満20歳以上満69歳以下の方 【個人事業主】 <ul style="list-style-type: none"> ・借入申込時の年齢が満20歳以上69歳以下の方。 														
3. お使いみち	事業資金														
4. 貸付形式	当座貸越(ビジネスカードローン)方式														
5. ご融資金額(貸越極度額)	500万円以内(10万円以上10万円単位)														
6. お借入方法	ビジネスカードローン専用のローンカードにより、貸越極度額の範囲内で、CD・ATMからご融資(ご出金)する方法により、ご利用いただけます。														
7. ご融資期間	【法人】 3年 ※契約期間中1年毎に継続利用にかかる定期審査がございます。審査結果によっては、新たな貸越ができなくなる場合があります。 ※契約満了時に継続利用をご希望される場合は、新たにお申込みをいただく必要がございます。 【個人事業主】 1年(原則、自動更新となります。) ※契約満了時(1年毎)に更新審査がございます。審査結果によっては、新たな貸越ができなくなる場合があります。 ※契約期限日時時点で満70歳に達していた場合は更新されません。														
8. ご融資利率	固定金利：年9.8%または年14.6% ※審査結果に応じて、上記のいずれかになります。														
9. ご返済方法	・毎月10日に、前回約定返済後のご利用残高に応じた以下の毎月返済額を定例返済いただきます。(残高スライド方式) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご利用残高</th> <th>毎月返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>100万円超200万円以下</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>200万円超300万円以下</td> <td>70千円</td> </tr> <tr> <td>300万円超400万円以下</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>400万円超500万円以下</td> <td>120千円</td> </tr> </tbody> </table> ・定例返済に加えてATMでローン専用口座に入金することで、任意返済ができます。	ご利用残高	毎月返済額	50万円以下	10千円	50万円超100万円以下	20千円	100万円超200万円以下	50千円	200万円超300万円以下	70千円	300万円超400万円以下	100千円	400万円超500万円以下	120千円
ご利用残高	毎月返済額														
50万円以下	10千円														
50万円超100万円以下	20千円														
100万円超200万円以下	50千円														
200万円超300万円以下	70千円														
300万円超400万円以下	100千円														
400万円超500万円以下	120千円														
10. お利息の計算方法	付利単位を1円とし、「毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365」の算式により行い、毎月の約定返済日にその前日までの利息を貸越元金に組み入れるものとします。														

1 1. 保証人	法人：代表者1名（連帯保証人）。 個人事業主：必要ありません。																		
1 2. 担保	必要ありません。																		
1 3. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。																		
1 4. 手数料	必要ありません。 ※ただし、ATMを使用して貸越を受ける際、時間外手数料・提携出金に係る取扱手数料が必要な場合があります。																		
1 5. 苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（ http://www.chushin.co.jp ）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。																		
1 6. 紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（http://www.chushin.co.jp）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="336 1301 1362 1760"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター〈大阪〉</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター〈大阪〉	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
1 7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		